

○島田市博物館条例

平成17年5月5日

条例第154号

改正 平成22年3月30日条例第17号

平成24年3月30日条例第20号

平成25年3月29日条例第16号

令和4年3月10日条例第2号

令和5年3月30日条例第19号

(設置)

第1条 島田市は、教育、学術及び文化の発展に寄与するため、博物館法（昭和26年法律第285号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する博物館（以下「博物館」という。）を設置する。

(令5条例19・一部改正)

(名称及び位置)

第2条 博物館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
島田市博物館	島田市河原一丁目5番50号
島田市博物館分館	島田市河原二丁目16番5号

(令5条例19・一部改正)

(職員)

第3条 博物館に館長、学芸員その他必要な職員を置く。

(令5条例19・一部改正)

(事業)

第4条 博物館は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 考古、歴史、民俗等に関する博物館資料を収集し、保管し、及び展示すること。
- (2) 博物館資料の利用に関し、必要な説明、助言、指導等を行うこと。
- (3) 博物館資料に関する専門的及び技術的な調査研究を行うこと。
- (4) 博物館資料の保管及び展示等に関する技術的研究を行うこと。
- (5) 博物館資料に関する案内書、解説書、調査研究の報告書等を作成し、及び頒布すること。

- (6) 博物館資料に関する講演会、講習会、研究会等を開催すること。
- (7) 他の博物館と協力し、情報の交換、資料の相互貸借等を行うこと。
- (8) 学校、図書館、公民館等と協力し、その活動を援助すること。
- (9) 博物館活動等に伴う学習会及び展示のために施設を提供すること。
- (10) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める事業

(令4条例2・一部改正)

(観覧料)

第5条 博物館の展示品等を観覧しようとする者は、1人1回につき300円(20人以上の団体の場合は、240円)の観覧料及び次項の観覧料を納めなければならない。

2 市長は、特別な企画で展示した場合、別に観覧料を定めることができる。

3 第1項の規定にかかわらず、小学校就学の始期に達するまでの者及び小学校若しくは中学校又はこれらの学校に準ずる学校に在学する者の観覧料は、無料とする。

4 市と契約した旅行者(旅行業法(昭和27年法律第239号)第3条の登録を受けた者をいう。)のあっせんによる観覧者に係る観覧料については、第1項の規定にかかわらず、当該契約により、当該旅行者が納めなければならない。

(平22条例17・一部改正)

(観覧料の減額又は免除)

第6条 市長は、特に必要があると認めたときは、前条に規定する観覧料を減額し、又は免除することができる。

(観覧料の不還付)

第7条 既納の観覧料は、還付しない。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。

(入館の制限)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

- (1) 展示品等を汚損し、又は損傷するおそれがあると認めたとき。
- (2) 館内の秩序を乱し、又は入館者に迷惑をかけるおそれがあると認めたとき。
- (3) 前2号のほか、管理上支障があると認めたとき。

(令4条例2・一部改正)

(使用許可)

第9条 博物館の整理工作室、市民ロビー等（以下「博物館の施設」という。）を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

（令4条例2・一部改正）

（使用許可の制限）

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、博物館の施設の使用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団その他集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (3) 施設、設備、展示品等を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、市長が博物館の施設の管理及び運営上支障があると認めるとき。

（平25条例16・令4条例2・一部改正）

（権利譲渡等の禁止）

第11条 第9条の規定に基づき使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、博物館の施設を許可された目的以外に使用し、又は使用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

（造作等の制限）

第12条 使用者は、博物館の施設を使用するため特別の設備をし、又は造作を加えようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

（令4条例2・一部改正）

（使用許可の取消し等）

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又は使用を停止し、若しくは制限することができる。

- (1) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。
- (2) 第10条各号のいずれかに該当する理由が生じたとき。
- (3) 前2号のほか、市長が特に必要があると認めたとき。

（令4条例2・一部改正）

（原状回復の義務）

第14条 使用者は、博物館の施設の使用を終わったとき、又は前条の規定により使用許可を取り消され、若しくは使用を停止されたときは、直ちに原状に回復しなければならない。

(損害賠償の義務)

第15条 施設、設備、展示品等を汚損し、損傷し、又は亡失した者は、市長が定める損害額を賠償しなければならない。

(令4条例2・一部改正)

(博物館協議会)

第16条 法第23条第1項の規定に基づき、博物館に島田市博物館協議会を置く。

2 島田市博物館協議会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 学校教育の関係者
- (3) 社会教育の関係者
- (4) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (5) 市民

3 市長は、前項第5号に掲げる者を委員に選任するときは、公募の方法により行うものとする。

4 委員の定数は、10人以内とする。

5 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

(平24条例20・令4条例2・令5条例19・一部改正)

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(令4条例2・一部改正)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年5月5日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の島田市博物館条例（平成3年島田市条例第38号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 この条例の施行の日以後に最初に任命される協議会の委員の任期は、第16条第3項本文の規定にかかわらず、任命された日から平成19年3月31日までとする。

附 則（平成22年3月30日条例第17号）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日条例第20号）

（施行期日）

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）第19条の規定による改正前の博物館法（昭和26年法律第285号）第21条の規定により委嘱されている島田市博物館協議会の委員は、施行日に改正後の第16条第2項の規定により島田市博物館協議会の委員として委嘱されたものとみなす。

附 則（平成25年3月29日条例第16号）抄

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年3月10日条例第2号）抄

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（島田市博物館条例の一部改正に伴う経過措置）

3 この条例の施行前に前項の規定による改正前の島田市博物館条例（次項において「旧条例」という。）の規定により島田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）がした許可その他の行為は、前項の規定による改正後の島田市博物館条例（次項において「新条例」という。）の相当規定により市長がした許可その他の行為とみなす。

4 この条例の施行の際旧条例の規定により教育委員会に対してされている申請その

他の行為は、新条例の相当規定により市長に対してされた申請その他の行為とみなす。

附 則（令和5年3月30日条例第19号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。